

2018年5月11日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 レーサム
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 田 中 剛
	JASDAQ コード 8890
問 合 せ 先	執 行 役 員 管 理 本 部 長 片 山 靖 浩
電 話	03-5157-8881

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することとし、本制度の導入に関する議案を2018年6月22日開催予定の第27期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度の導入は、当社並びに子会社の取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役（社外監査役を除きます。）（以下「対象役員」といいます。）に対して、譲渡制限付株式報酬（以下「本株式報酬」といいます。）を支給することにより、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与及び対象役員と株主の皆さまとの一層の価値共有を目的としております。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象役員に対して本株式報酬支給のために金銭報酬債権を付与することとなるため、本制度の導入は、かかる本株式報酬を支給することについて本株主総会における株主の皆さまのご承認が得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2014年（平成26年）6月25日開催の第23期定時株主総会において年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬等の額は、1999年（平成11年）7月29日開催の第7回定時株主総会において年額1億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会においては、当該報酬等の額とは別に、本株式報酬支給のために付与する金銭報酬債権の額を取締役は年額4億円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役は年額80百万円以内と新たに設定することなどについて、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、対象役員に対し、本株式報酬を支給するための金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることにより、対象役員へ当社普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

また、本株式報酬は将来に亘る継続勤務に対する報酬の一部として支給するものですが、本制度の導入目的である当社グループの企業価値向上のためのインセンティブ付与及び対象役員と株主の皆さまとの一

層の価値共有を実現するため、後記のとおり譲渡制限期間を設定いたします。

なお、本株式報酬の具体的な支給時期及び支給額については、取締役を対象とする場合には当社取締役会において、監査役を対象とする場合には監査役の協議によって決定いたします。

本制度に基づき、対象役員に対して発行又は処分する当社普通株式の総数は、年 240,000 株以内といたします。

ただし、当社普通株式に関して、本議案が可決された日以降の日を効力発生日とする株式分割又は株式併合が行われた場合など必要であるときは、分割比率・併合比率等に応じて当該総数を合理的に調整するものといたします。

1 株当たりの払込金額は、これに関する取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

当社は、本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分にあたっては、対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象役員は本割当契約により交付された株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当契約に定める一定の期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」といいます。）をすることができないものといたします（以下「譲渡制限」といいます。）。本割当契約において定める内容の概要は以下のとおりです。

#### I. 本譲渡制限期間

本譲渡制限期間は、本割当株式の交付日から4年以上の、対象役員毎に取締役会が予め定める期間とし、当該期間中、対象役員は本割当株式について譲渡等をしてはならないものといたします。

#### II. 地位喪失時の取扱い

対象役員が本譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した場合には、その地位喪失につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

#### III. 譲渡制限の解除等

当社は、対象役員が本譲渡制限期間中に継続して当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了し、且つ対象役員が任期満了により当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれにも該当しなくなり役員を退任した時点で譲渡制限を解除するものといたします。

対象役員が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれの地位をも喪失した場合には、当該いずれの地位をも喪失した直後の時点で、本割当株式について、譲渡制限を解除するものといたします。

#### IV. 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要しない場合においては取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

## V. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

### [ご参考]

本制度の導入に関する議案が本株主総会において承認されることを条件に、当社の子会社であるグローバル債権回収株式会社の取締役に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以 上